

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

## Issue 373-2014/01/07~2014/01/13

### 目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

#### 一、最新中国法令

- 关于审理食品药品纠纷案件适用法律若干问题的规定..... 2
- 关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定..... 2
- 关于中国（上海）自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见..... 3
- 关于跨境电子商务零售出口税收政策的通知..... 3

#### 二、相关新信息

- 劳务派遣政策，风向或变..... 4
- 外资三法的修订工作正式启动..... 4
- 最高人民法院就原 CIETAC 北京、上海、深圳的纷争，下发法院系统内部通知..... 5
- 上海：加班工资不计入经济补偿金的计算基数..... 5
- 解读新《消费者权益保护法》（连载之二/共三篇）..... 6

### 目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

#### 一、最新中国法令

- 食品薬品紛争事件の審理に適用する法律の若干事項に関する規定..... 2
- 中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国务院の文書で定める行政審査許可または参入特別管理措置の一時調整に関する国务院の決定..... 2
- 中国（上海）自由貿易試験区の付加価値電信業務の更なる対外開放に関する意見..... 3
- クロスボーダー電子商取引小売輸出税収政策に関する通知..... 3

#### 二、関連する新着情報

- 劳务派遣政策の風向きが変わるかもしれない... 4
- 外資三法の改正作業が正式に始まる..... 4
- 最高人民法院が旧 CIETAC 北京、上海、深センの紛争について裁判所系統の内部通知を下達した..... 5
- 上海：残業代は経済補償金の計算基数に計上しない..... 5
- 新「消費者権益保護法」の解説（連載その二/全三回）..... 6

## 一、最新中国法令

### ● 关于审理食品药品纠纷案件适用法律若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2013〕28号

【发布日期】2013-12-23

【实施日期】2014-03-15

【内容提要】该规定主要明确以下九个方面内容：

- (一) “知假买假”不影响消费者主张权利；
- (二) 惩罚性赔偿不以消费者人身权益遭受损害为前提；
- (三) 商家应当对赠品质量安全承担责任；
- (四) 网络交易平台提供者知道或者应当知道商家利用其平台侵害消费者合法权益，未采取必要措施，给消费者造成损害的，与商家承担连带责任；
- (五) 虚假食品、药品广告代言人和推销者承担连带责任；
- (六) 食品认证机构故意出具虚假认证的，承担连带责任；
- (七) 责任主体需同时承担民事责任、行政责任和刑事责任，其财产不足以支付的，应首先承担民事责任；
- (八) “霸王条款”内容一律无效；
- (九) 消费者协会依法提起公益诉讼的，法院予以支持。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201401/t20140113\\_191489.htm](http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201401/t20140113_191489.htm)

### ● 关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2013〕51号

【发布日期】2013-12-21

【内容提要】根据该决定，本次调整共涉及 32 项具体规定，主要针对改革外商投资管理模式和扩大服务业开放两大领域，相关内容如下：

- 在改革外商投资管理模式方面，

## 一、最新中国法令

### ● 食品藥品紛争事件の審理に適用する法律の若干事項に関する規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2013〕28号

【発布日】2013-12-23

【実施日】2014-03-15

【概要】本規定は主に以下の九つの方面に関する内容を明確にした。

- (一) 「偽物と知った上での購入」は消費者の権利主張に影響しない。
- (二) 懲罰的賠償は消費者の人身權益が損なわれたことを前提としない。
- (三) 販売者は無償提供品の品質安全に対し責任を負わなければならない。
- (四) オンライン取引プラットフォーム提供者は、販売者がそのプラットフォームを利用して消費者の合法權益を侵害することを知っており、または知っていたであろう状況で、必要な措置を講じなかったために、消費者に損害を与えた場合、販売者と共に連帯責任を負う。
- (五) 食品、薬品の虚偽広告のイメージキャラクターおよび販売者は連帯責任を負う。
- (六) 食品認証機構が虚偽の認証を故意に発行した場合、連帯責任を負う。
- (七) 責任主体は同時に民事责任、行政責任および刑事責任を負わなければならない。自己の財産が支払いに不足する場合は、第一に民事责任を負わなければならない。
- (八) 「霸王条項（一方的に定めた自己に有利な契約条項）」の内容は一律に無効とする。
- (九) 消費者協会が法に従って公益訴訟を提起した場合、裁判所は支持する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201401/t20140113\\_191489.htm](http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201401/t20140113_191489.htm)

### ● 中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国务院の文書で定める行政審査許可または参入特別管理措置の一時調整に関する国务院の決定

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2013〕51号

【発布日】2013-12-21

【概要】本決定によると、今次調整は計 32 項目の具体的な規定にかかわり、主に外商投資管理方式の改革およびサービス業の開放拡大の二大分野に対するもので、関連内容は以下の通りである。

- 外商投資管理方式の改革において

对国家规定实施准入特别管理措施之外的外商投资,暂时调整《中华人民共和国外资企业法实施细则》、《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》等规定的有关行政审批(在负面清单之外的领域,暂时停止实施该项行政审批,改为备案管理)。

- 在扩大服务业开放方面,暂时调整《中华人民共和国船舶登记条例》、《中华人民共和国国际海运条例》、《征信业管理条例》、《营业性演出管理条例》等规定的有关行政审批以及有关资质要求、股比限制、经营范围限制等准入特别管理措施。

【法令全文】请点击以下网址查看:

[http://www.gov.cn/zwqk/2014-01/06/content\\_2560455.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2014-01/06/content_2560455.htm)

● [关于中国\(上海\)自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见](#)

【发布单位】工业和信息化部、上海市人民政府

【发布日期】2014-01-06

【内容提要】该意见决定在中国(上海)自由贸易试验区内进一步试点开放七个增值电信业务领域,包括如下两方面:

- (一) 进一步试点开放三项业务的外资股比,其中信息服务业务中的应用商店业务、存储转发类业务等两项业务外资股比不设限制;在线数据处理与交易处理业务中的经营类电子商务业务外资股比放宽到55%。
- (二) 新增试点开放呼叫中心业务、国内多方通信服务业务、为上网用户提供的因特网接入服务业务、国内因特网虚拟专用网业务等四项业务,其中前三项业务外资股比不设限制;国内因特网虚拟专用网业务外资股比不超过50%。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917072/15821232.html>

● [关于跨境电子商务零售出口税收政策的通知](#)

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2013〕96号

は、国が参入特別管理措置を実施しているもの以外の外商投資に対し、「中華人民共和国外資企業法実施細則」、「中華人民共和國中外合弁經營企業法實施條例」などで定める関連行政審査許可を一時調整する(ネガティブリスト以外の分野において、当該行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理に変更する)。

- サービス業の開放拡大においては、「中華人民共和國船舶登記條例」、「中華人民共和國國際海運條例」、「信用調查業管理條例」、「営利目的公演管理條例」などで定める関連行政審査許可および関連資格要求、持分比率規制、経営範囲規制などの参入特別管理措置を一時調整する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2014-01/06/content\\_2560455.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2014-01/06/content_2560455.htm)

● [中国\(上海\)自由贸易試験区の付加価値電信業務の更なる対外開放に関する意見](#)

【発布機関】工業情報化部、上海市人民政府

【発布日】2014-01-06

【概要】本意見は、中国(上海)自由貿易試験区において、七つの付加価値電信業務分野の更なる開放の試行を決定し、以下の二つの方面が含まれる。

- (一) 3 項目の業務における外資持分比率の更なる開放を試行し、その中、情報サービス業務におけるアプリケーションストア業務、ストアアンドフォワード類業務など 2 項目の業務については外資持分比率規制を設けない。オンラインデータ処理と取引処理業務における経営類電子商取引業務については外資持分比率を 55%まで緩和する。
- (二) 開放試行に新規追加されたコールセンター業務、国内多人数同時通信業務、ネット利用者へのインターネット接続サービス業務、国内インターネットVPN サービス業務などの 4 項目の業務の中、初めの 3 項目の業務については外資持分比率規制を設けない。国内インターネットVPN サービス業務の外資持分比率は 50%を超えてはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917072/15821232.html>

● [クロスボーダー電子商取引小売輸出税収政策に関する通知](#)

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税〔2013〕96号

【发布日期】2013-12-30  
【实施日期】2014-01-01  
【内容提要】根据该通知，电子商务出口企业出口货物（财政部、国家税务总局明确不予出口退（免）税或免税的货物除外），同时符合相关法定条件时，适用增值税、消费税退（免）税政策。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c627796/content.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

### ● 劳务派遣政策，风向或变

2013年08月07日，人力资源和社会保障部（以下简称“人社部”）在其网站全文公布了《劳务派遣若干规定（征求意见稿）》，明确规定企业在辅助性岗位使用劳务派遣用工的比例不得超过企业用工总量的10%等内容，引起轩然大波。时至今日，该征求意见稿仍然未见下文。

据了解，随着中国共产党十八届三中全会的召开等，劳务派遣政策有放松的迹象。为此，人社部制定了劳务派遣政策的新规草案，并已上报国务院，但该新规草案并未对外公布。

（里兆律师事务所 2014年01月10日编写）

### ● 外资三法的修订工作正式启动

外资三法（《外资企业法》、《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》）的修订，已列入十二届全国人大常委会立法规划，商务部将启动法律草案的起草工作，目前商务部正在征集草案意见。

据了解，除了内外资法律统一这一目标之外，在现阶段，外资三法修订的最核心内容就是，适应下一步将全面推开的“准入前国民待遇加负面清单”的外商投资管理模式。

（里兆律师事务所 2014年01月10日编写）

【発布日】2013-12-30  
【実施日】2014-01-01  
【概要】本通知によると、電子商取引輸出企業の輸出商品（財政部、国家税務総局が輸出税還付（免除）または免税を行わないことを明確にしている商品は除く）については、同時に関連法定条件を満たす場合、増値税、消費税還付（免除）政策を適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c627796/content.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

### ● 劳务派遣政策の風向きが変わるかもしれない

2013年8月7日に、人的資源社会保障部（以下「人社部」という）は、自らのウェブサイト上で「劳务派遣の若干規定（意見募集案）」の全文を公布し、企業の補助的職務における劳务派遣従業員の使用比率は企業の全従業員数の10%を超えてはならないなどの内容を明確に規定し、大きな反響を呼んだ。その後、今日に至るまで、当該意見募集案の結果は出ていない。

聞くところでは、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議の開催などに伴い、劳务派遣政策に緩和の兆しが見られた。このため、人社部は劳务派遣政策の新規草案を制定し、国务院へ報告済みであるが、当該新規草案は未だ対外的に公布されていない。

（里兆法律事務所が 2014年1月10日付で作成）

### ● 外资三法の改正作業が正式に始まる

外资三法（「外資企業法」、「中外合弁经营企业法」、「中外合作经营企业法」）の改正は、既に第12期全国人民代表大会常務委員会の立法計画に組み入れられ、商务部は法律草案の起草作業を始めており、現在、商务部は草案意見の収集を行っている。

聞くところでは、内外資法律の統一という目標以外で、現在の段階における外資三法改正の最も中心的内容は、今後全面的に推し進められる「参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた」外商投資管理方式への適応である。

（里兆法律事務所が 2014年1月10日付で作成）

● 最高人民法院就原 CIETAC 北京、上海、深圳的纷争，下发法院系统内部通知

从 2012 年开始，《里兆法律资讯》陆续发布了原 CIETAC 北京、上海、深圳三家商事仲裁机构受理权限之争的相关信息。

三家商事仲裁机构受理权限之争，致使部分当事人对仲裁规则的适用以及仲裁机构受理仲裁案件的权限等问题产生了较大的争议。各地人民法院（例如，江苏苏州、浙江宁波）陆续受理了因上述争议而引发的仲裁司法审查案件，并作出了不尽相同的裁定。

为统一裁判尺度，最高人民法院于 2013 年 05 月，曾经在法院系统内部发布了《关于正确审理仲裁司法审查案件有关问题的通知》的草案，以征求意见。该草案虽然确立了较为统一的裁判标准，但是引发了较大的争议，未能获得通过（未正式生效）。

2013 年 09 月初，最高人民法院在法院系统内部正式发布了《关于正确审理仲裁司法审查案件有关问题的通知》（以下简称“《通知》”），规定如下：  
“对于因上述争议产生的当事人申请确认仲裁协议效力的案件以及当事人申请撤销或者不予执行中国贸仲或者上海贸仲、华南贸仲作出的仲裁裁决的案件，人民法院在作出裁定之前，须经审判委员会讨论提出意见后，逐级上报至最高人民法院，待最高人民法院答复后，方可作出裁定。”

从 2013 年 09 月至年末，《通知》仅在法院系统内部逐步进行了转发和传达，至今未正式对外公布。且，值得关注的是，《通知》实际上并未确立统一的裁判标准，实务中各地法院仍将结合个案情况作出裁定，只是在程序方面将更为谨慎，最终需要经最高人民法院审核和答复。

（里兆律师事务所 2014 年 01 月 10 日编写）

● 上海：加班工资不计入经济补偿金的计算基数

根据《劳动合同法实施条例》第二十七条规定：《劳动合同法》第四十七条规定的经济补偿的月工资按照劳动者应得工资计算，包括计时工资或者计件工资以及奖金、津贴和补贴等货币收入。对于此处的“应得工资”是否包含加班工资，法律层面没有明确规定，实务中以往的通常做法是包含加班工资。

日前，上海的相关媒体报道，有关部门对经济补偿金计算基数作出了明确解释：确定员工经济补偿金的计算基数时，扣除员工前 12 个月工资中的

● 最高人民法院就原 CIETAC 北京、上海、深センの纷争について裁判所系統の内部通知を下達した

2012 年から、「里兆法律情報」では旧 CIETAC 北京、上海、深センの三つの商事仲裁機構における受理権限争いに関する情報を発信してきた。

三つの商事仲裁機構の受理権限争いは、一部の当事者に仲裁規則の適用および仲裁機関の仲裁案件受理に関する権限などの問題について大きな論争を生じさせる結果となった。各地の人民法院（例えば、江蘇蘇州、浙江寧波）は上述の紛争により生じた仲裁司法審査案件を次々と受理することとなり、それぞれ異なる裁定を下している。

審判尺度の統一のため、最高人民法院は 2013 年 5 月に、裁判所系統内部において「仲裁司法審査案件の正確な審理の問題に関する通知」の草案を發布し、意見を求めた。当該草案は比較的統一された審判基準を確立したが、大きな論争を引き起こし、可決されなかった（正式に発効していない）。

2013 年 9 月初め、最高人民法院は裁判所系統内部において「仲裁司法審査案件の正確な審理の問題に関する通知」（以下「通知」という）を正式に發布し、以下の通り規定した。「上記紛争に起因する当事者が仲裁協議の効力確認を申し立てた案件および当事者が中国国際經濟貿易仲裁委員會、上海国際經濟貿易仲裁委員會、または華南国際經濟貿易仲裁委員會の下した仲裁判断の取消しを申し立てた案件について、人民法院は、裁定を下す前に、審判委員會が討論し意見を提出した後、順を追って最高人民法院まで報告し、最高人民法院の回答を受けた上で、初めて裁定を下すことができる。」

2013 年 9 月から年末にかけ、「通知」は裁判所系統内部において段階的に転送と伝達が行われただけであり、現在に至るも未だ対外的に正式公布されていない。また、留意すべきは、「通知」は実質的には統一された審判基準を確立しておらず、実務において各地の裁判所は依然として個別案件の状況に照らして裁定を下しており、単に手続きにおいてより慎重になっただけであり、最終的には最高人民法院の審査と回答を必要とする。

（里兆法律事務所が 2014 年 1 月 10 日付で作成）

● 上海：残業代は經濟補償金の計算基数に計上しない

「労働契約法实施条例」第二十七条によると、「労働契約法」第四十七条で定める經濟補償の月賃金は労働者の獲得すべき賃金に基づき計算し、時間給または歩合給および賞与、手当、補助等の貨幣収入を含むと規定されている。ここで言う「獲得すべき賃金」に残業代が含まれるかについて、法律には明確な規定がなく、実務におけるこれまでの通常の処理では残業代を含んでいた。

先頃、上海の関係メディアは、関係部門が經濟補償金の計算基数について明確な解釈を下し、従業員の經濟補償金の計算基数を確定する際、従業員の過去 12 ヶ月の

加班工资数额。

律师推测，该解释可能源于上海市高级人民法院在《上海市高级人民法院民事法律适用问答（2013年第1期）》中的下述认识：法院认为，经济补偿金应以劳动者的正常工作时间工资为计算基数，而加班工资系劳动者提供额外劳动所获得的报酬，不属于正常工作时间内的劳动报酬。综上，法院认为，计算经济补偿金计算基数时不应将加班工资包括在内。当然，上述情况不包括用人单位恶意将本应计入正常工作时间工资的项目计入加班工资的情况。

另据了解，近期，上海市劳动部门内部也在开展相关培训，传达、执行上述精神，力求与法院做法统一。但需提醒的是，上述理解和做法，目前仅限于上海市范围内，且上述解释的法律效力实际上有待商榷（即便如此，近期的劳动仲裁、诉讼案件中，已有运用上述解释作为仲裁庭、法院的认识的趋势）。

（里兆律师事务所 2014 年 01 月 10 日编写）

● [解读新《消费者权益保护法》（连载之二/共三篇）](#)

在第 372 期《里兆法律资讯》中，我们对新《消费者权益保护法》关于加强对消费者个人信息保护、强化经营者安全保障义务和缺陷产品召回义务方面的修改作了简要的梳理、归纳。接下来，我们将继续对新《消费者权益保护法》的修改进行解读。

### 三、加重了经营者的举证责任

新增条款
<u>第二十三条第三款 经营者提供的机动车、计算机、电视机、电冰箱、空调器、洗衣机等耐用商品或者装饰装修等服务，消费者自接受商品或者服务之日起六个月内发现瑕疵，发生争议的，由经营者承担有关瑕疵的举证责任。</u>
律师解读
【修订要点】 规定耐用商品或装饰装修服务的经营者在特定期限内对产品或服务的瑕疵承担举证责任。
【修订背景】

賃金における残業代の金額を控除すると報道した。

弁護士の推測では、本解釈は上海市高级人民法院の「上海市高级人民法院の民事法律適用 Q&A（2013 年第 1 期）」における以下の認識に基づいたものと思われる。裁判所の見解では、経済補償金は労働者の正常勤務時間賃金を計算基数とするべきであるが、残業代は労働者が予定外に労働を提供し獲得した報酬であるため、正常勤務時間内の労働報酬には該当しない。以上から裁判所は、経済補償金の計算基数を計算する際には残業代を含むべきではないと判断する。無論、上述の状況には使用者が正常勤務時間賃金に計上すべき項目を悪意で残業代に計上している状況は含まない。

また、聞くところでは、昨今、上海市労働部門内部でも関連研修を行い、上述の精神を伝達、実施し、裁判所の処理方法との統一に努めている。ただし、上記理解と処理方法は、現在のところ上海市の範囲に限られており、上記解釈の法的効力は実際には議論が待たれるところであることに注意が必要である（以上の通りとは言え、昨今の労働仲裁、訴訟事件においては、仲裁廷、裁判所が上記解釈を認め、運用する傾向が見られる）。

（里兆法律事務所が 2014 年 1 月 10 日付で作成）

● [新「消費者権益保護法」の解説（連載その二/全三回）](#)

第 372 期「里兆法律情報」では、当所は新「消費者権益保護法」における消費者個人情報保護の強化、事業者の安全保障義務および欠陥商品のリコール義務の強化に関する改正について簡潔に整理し、まとめた。引き続き、当所は新「消費者権益保護法」の改正について解説を行う。

### 三、事業者の立証責任を重くした

新規追加条項
<u>第二十三条第三項 事業者が提供したエンジン付き車両、コンピュータ、テレビ、電気冷蔵庫、空調機、洗濯機などの耐久消費財または装飾内装などのサービスについては、消費者が商品またはサービスを受領した日から 6 ヶ月以内に瑕疵が見つかり、紛争を生じた場合、事業者は瑕疵に関する立証責任を負うものとする。</u>
筆者の解説
【改正要点】 耐久消費財または装飾内装サービスの事業者は、特定期間において、製品またはサービスの瑕疵に対する立証責任を負うことを規定した。
【改正背景】

在证据规则中，“谁主张谁举证”是举证责任分配的一般原则，举证责任倒置则是作为例外情形，由法律特别规定<sup>1</sup>，法律上这种特殊安排主要是为了保护举证能力较弱的一方，平衡当事人之间的权利和义务。在产品责任纠纷中，举证是困扰消费者的一大难题<sup>2</sup>，消费者经常因为证据不足或举证不能而无法获得赔偿。为解决这一难题，学界和司法界争论了多年。

【简要提示】

1. 《修正案》第 23 条第 3 款有助于解决消费者举证难的问题，但同时也加重了经营者的举证责任。律师预测，《修正案》实施后，耐用商品经营者在产品责任纠纷诉讼案件中承担举证不利的后果（例如，败诉）的几率可能会有提高。
2. 作为消费者投诉的热点，装饰装修质量问题也被纳入举证责任倒置的情形。从立法的动向来看，法律对消费者权益的保护在不断加强，对于消费者举证难、维权成本高，在经济生活中频发的消费类诉讼，未来都有可能被纳入举证责任倒置的范围。

証拠規定においては、「主張する者が立証する」というのが立証責任分担の一般原則で、立証責任の転換は例外状況であり、法律では特別規定が設けられている<sup>1</sup>。法律上この種の特別な計らいは主に立証能力の弱い当事者を保護し、当事者間の権利と義務のバランスをとるためである。製造物責任紛争において、立証は消費者を悩ませる大きな難題<sup>2</sup>であり、消費者が証拠不十分または立証不能により賠償を得ることができないのが常であった。本難題を解決するために、学界および法曹界では長きにわたり議論を重ねていた。

【留意点の要約】

1. 「修正案」第 23 条第 3 項は、消費者が立証困難である問題の解決の助けとなるが、同時に事業者の立証責任を重くした。筆者の予想では、「修正案」の実施後、耐久消費財事業者は製造物責任紛争訴訟事件において立証において不利な結果（例えば敗訴）を負う確率が高まるものと思われる。
2. 消費者クレームの焦点として、内装装飾品質問題も立証責任転換の状況に組み入れられている。立法動向から見れば、法律は消費者権益の保護を継続的に強化しており、消費者の立証が困難で、権益保護のコストが高く、経済生活において頻発する消費関連訴訟については、将来的にいずれも立証責任転換の範囲に組み込まれるものと思われる。

四、扩大了消费者退货的范围

修订前	修订后
第二十三条 经营者提供商品或者服务，按照国家规定或者与消费者的约定，承担包修、包换、包退或者其他责任的，应当按照国家规定或者约定履行，不得故意拖延或者无理拒绝。	第二十四条 经营者提供商品或者服务不符合质量要求的，消费者可以依照国家规定、当事人约定退货，或者要求经营者履行更换、修理等义务。 <u>没有国家规定的和当事人约定的，消费者可以自收到商品之日起七日内退货；七日后符合法定解除条件的，消费者可以及时退货，不符合法定解除条件的，可以要求经营者履行更换、修理等义务。</u>
第四十五条 对国家规定或者经营者与消费者约定包修、包换、包退的商品，经营者应当负责修理、更换或者退货。在保修期内两次修理仍不能正常使用的，经营者应	

四、消費者の返品の範囲を拡大した

改正前	改正後
第二十三条 事業者の商品またはサービスの提供について、国の規定または消費者との取決めに従って、修理保証、交換保証、返品保証またはその他の責任を負う場合、国の規定または消費者との取決めに照らして履行しなければならず、故意に実施を遅延させ、または理由なく拒絶してはならない。	第二十四条 事業者の提供した商品またはサービスが品質要求を満たさない場合、消費者は国の規定、当事者の取決めに従って返品し、または事業者に対し交換、修理などに照らして履行を求めることができる。 <u>国の規定および当事者の取決めがない場合、消費者は商品を受領した日から7日以内に返品することができる。7日以降で法定の契約解除条件を満たしている場合、消費者は随時返品することがで</u>
第四十五条 国の規定または事業者と消費者との取決めに従って事業者が修理保証、交換保証、返品保証の責任を負う商品については、事業者は修理、交換または返品の責を負わな	

<sup>1</sup> 《最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定》第 4 条、第 6 条和第 7 条就民事诉讼中实行举证责任倒置的情形进行了列举。

<sup>1</sup> 「民事訴訟の証拠に関する最高人民法院の若干規定」第 4 条、第 6 条および第 7 条は民事訴訟において立証責任の転換を行う状況について列挙している。

<sup>2</sup> 北京市第二中级人民法院日前公布了 2010 年至 2012 年汽车消费者权益保护案件概况。统计显示，该类案件中，消费者一方完全胜诉的仅占 32%，其主要原因是消费者举证困难。详细信息请参考：

<http://www.ccn.com.cn/news/yaowen/2013/0605/494295.html>。

<sup>2</sup> 北京市第二中级人民法院は、先頃 2010 年から 2012 年までの自動車消費者権益保護事件の概況を公布した。統計結果によれば、当該関連事件において、消費者側が完全勝訴したものは 32%に留まっており、その主な原因は消費者の立証困難であった。詳細情報については以下のリンクを参照のこと。<http://www.ccn.com.cn/news/yaowen/2013/0605/494295.html>。

<p>当负责更换或者退货。</p> <p>对包修、包换、包退的大件商品，消费者要求经营者修理、更换、退货的，经营者应当承担运输等合理费用。</p>	<p>依照前款规定对商品进行退货、更换、修理的，经营者应当承担运输等必要费用。</p>
<b>律师解读</b>	
<p><b>【修订要点】</b> 明确规定，在没有国家规定和当事人约定的情况下，如果经营者提供商品或者服务不符合质量要求，消费者可以自收到商品之日起 7 日内退货。</p> <p><b>【修订背景】</b> <u>《部分商品修理更换退货责任规定》</u>（即，“三包规定”）规定了法定的退、换货情形，但是仅针对“三包”（包修、包换、包退）商品；对于非“三包”产品，如果经营者与消费者未就质量问题的处理方法作出明确约定，消费者则很难主张权利。</p> <p><b>【简要提示】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>《修正案》第 24 条主要解决消费者购买非“三包”产品时退货的问题。</li> <li>《修正案》扩大了商品或服务适用“三包”的情形，实际上是对商品或服务（无论是否属于“三包”的范围）的质量提出更高的要求。建议相关企业在提高商品或服务质量的同时，适时研究和调整原退、换货机制。</li> </ol>	

<p>修理保证、交换保证、返品保证の責任を負う大型商品について、消費者が事業者に対し修理、交換、返品を求めた場合、事業者は輸送などの合理的な費用を負担しなければならない。</p>	<p>き、法定の契約解除条件を満たしていない場合は、事業者に対し交換、修理などの義務の履行を求めることができる。</p> <p>前項の規定に照らして商品の返品、交換、修理を行う場合、事業者は輸送などの必要費用を負担しなければならない。</p>
<b>筆者の解説</b>	
<p><b>【改正要点】</b> 国の規定および当事者の取決めがない状況において、事業者の提供した商品またはサービスが品質要求を満たさない場合、消費者は商品を受領した日から 7 日以内に返品できることを明確に規定した。</p> <p><b>【改正背景】</b> <u>「一部商品の修理交換返品責任規定」</u>（即ち、「三包規定」）は、法定の返品、交換状況を定めたが、「三包」（修理保証、交換保証、返品保証）商品についてのみであった。非「三包」商品について、事業者が消費者と品質問題の処理方法について明確な取決めを行っていない場合、消費者の権利主張は困難である。</p> <p><b>【留意点の要約】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「修正案」第 24 条は、主に消費者が非「三包」商品を購入した場合の返品問題を解決した。</li> <li>「修正案」は、商品またはサービスに適用する「三包」の状況を拡大し、実質的に商品またはサービス（「三包」の範囲に該当するかを問わず）の品質に対しより高い要求を提起するものである。企業は商品またはサービスの品質を向上させると同時に、これまでの返品、交換体制を適時に検討し調整することが望ましい。</li> </ol>	

## 五、規制了网购及电视、电话购物等新的消费方式

<b>新增条款</b>
<p>第二十五条 经营者采用网络、电视、电话、邮购等方式销售商品，消费者有权自收到商品之日起七日内退货，且无需说明理由，但下列商品除外：</p> <p>（一）消费者定作的；</p> <p>（二）鲜活易腐的；</p> <p>（三）在线下载或者消费者拆封的音像制品、计算机软件等数字化商品；</p> <p>（四）交付的报纸、期刊。</p> <p>除前款所列商品外，其他根据商品性质并经</p>

## 五、オンラインショッピングおよびテレビ、テレフォンショッピングなどの新たな消費方式を規制した

<b>新規追加条項</b>
<p>第二十五条 事業者がインターネットおよびテレビ、テレフォンショッピング、通信販売などの方式で商品を販売する場合、消費者は商品を受領した日から 7 日以内において返品する権利を有し、理由説明を必要としない。ただし、以下の商品は除く。</p> <p>（一）消費者が特注したもの。</p> <p>（二）生もので腐りやすいもの。</p> <p>（三）オンラインでダウンロードし、または消費者が開封した音響・映像製品、コンピュータソフトウェアなどのデジタル商品。</p> <p>（四）発行された新聞、刊行物。</p> <p>前項に掲げた商品以外にも、その他の商品の性質</p>



<p>消费者在购买时确认不宜退货的商品，不适用无理由退货。</p>
<p>消费者退货的商品应当完好。经营者应当自收到退回商品之日起七日内返还消费者支付的商品价款。退回商品的运费由消费者承担；经营者和消费者另有约定的，按照约定。</p>
<p><b>第二十八条</b> 采用网络、电视、电话、邮购等方式提供商品或者服务的经营者，以及提供证券、保险、银行等金融服务的经营者，应当向消费者提供经营地址、联系方式、商品或者服务的数量和质量、价款或者费用、履行期限和方式、安全注意事项和风险警示、售后服务、民事责任等信息。</p>
<p><b>第四十四条</b> 消费者通过网络交易平台购买商品或者接受服务，其合法权益受到损害的，可以向销售者或者服务者要求赔偿。网络交易平台提供者不能提供销售者或者服务者的真实名称、地址和有效联系方式的，消费者也可以向网络交易平台提供者要求赔偿；网络交易平台提供者作出更有利于消费者的承诺的，应当履行承诺。网络交易平台提供者赔偿后，有权向销售者或者服务者追偿。</p>
<p>网络交易平台提供者明知或者应知销售者或者服务者利用其平台侵害消费者合法权益，未采取必要措施的，依法与该销售者或者服务者承担连带责任。</p>
<p><b>律师解读</b></p>
<p><b>【修订要点】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 赋予网购及电视、电话购物等新的消费方式（以下简称“新消费方式”）下的消费者单方解约的权利。</li> <li>2. 加强对新消费方式下的消费者的知情权的保护。</li> <li>3. 明确了网络交易平台提供者的责任。</li> </ol> <p><b>【修订背景】</b></p> <p>近几年电子商务飞速发展，新消费方式兴起，同时也产生了诸多问题，如，产品信息的真实性无法确认、产品质量纠纷不易解决、产品的经营者身份无法确认等。相比传统的消费方式，在保护消费者权益方面，新消费方式存在较多法律“盲点”。</p>

<p>上、また消費者が購入の際に返品ができないことを確認した商品については、無条件返品を適用しない。</p>
<p>消費者が返品する商品は完全でなければならない。事業者は返品商品を受領した日から7日以内に消費者が支払った商品代金を返還しなければならない。商品返品に関する送料は消費者が負担する。事業者および消費者に別途取決めがある場合は、その取決めに従う。</p>
<p><b>第二十八条</b> インターネットおよびテレビ、テレフォンショッピング、通信販売などの方式で商品またはサービスを提供する事業者、および証券、保険、銀行などの金融サービスを提供する事業者は、消費者に対し、経営住所、連絡方法、商品またはサービスの数量と品質、価格または費用、履行期限と方式、安全注意事項とリスク警告、アフターサービス、民事責任などの情報を提供しなければならない。</p>
<p><b>第四十四条</b> 消費者がオンライン取引プラットフォームを通じて商品を購入またはサービスを受けた結果、その適法権益が損なわれた場合、販売者またはサービス提供者に対し賠償を求めることができる。オンライン取引プラットフォームの提供者が販売者またはサービス提供者の実名、住所および有効な連絡方法を提供できない場合、消費者はオンライン取引プラットフォームの提供者に対し賠償を求めこともできる。オンライン取引プラットフォームの提供者が消費者により有利な承諾を行っている場合、その承諾を履行しなければならない。オンライン取引プラットフォームの提供者は、賠償を行った上で、販売者またはサービス提供者に対し求償することができる。</p>
<p>オンライン取引プラットフォームの提供者が、販売者またはサービス提供者がそのプラットフォームを利用して消費者の適法権益を侵害することを知っており、または知っているはずであるにもかかわらず、必要な措置を講じなかった場合、法に従って当該販売者またはサービス提供者と共に連帯責任を負うものとする。</p>
<p><b>筆者の解説</b></p>
<p><b>【改正要点】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. オンラインショッピングおよびテレビ、テレフォンショッピングなどの新たな消費方式（以下「新消費方式」という）における消費者の一方的な解約権を与えた。</li> <li>2. 新消費方式における消費者の知る権利の保護を強化した。</li> <li>3. オンライン取引プラットフォーム提供者の責任を明確にした。</li> </ol> <p><b>【改正背景】</b></p> <p>近年の電子商取引の急速な発展により、新消費方式が普及しているが、同時に多くの問題も生じており、例えば、製品情報の真実性を確認する術がない、製品品質紛争の解決が困難である、製品の取扱事業者の本人情報確認を行う術がないなどである。従来型の消費方式と比べ、消費者権益の保護という点で、新消費方式には多くの法的「盲点」が存在する。</p>

**【简要提示】**

1. 《修正案》借鉴了实践中“7天无条件退货”的网络营销模式，以法律的形式赋予消费者在适当期间（7日）单方解约的权利。
2. 针对新消费方式下信息不对称等特点，《修正案》第28条采用列举的方式规定了经营者必须向消费者披露的与商品相关的必要的信息，以降低消费者误判的风险。
3. 《修正案》第44条明确了网络交易平台提供者的责任，包括：①先行赔付的责任，由于网络交易中交易对象有一定隐匿性，消费者权益收到侵害时，经常无法寻找索赔的对象。规定在一定情况下由网络交易平台提供者先行赔付，实际上增加了网络交易平台提供者审查核实销售者和服务者信息的义务；②连带责任，规定在一定情况下网络交易平台提供者承担连带责任，促使网络交易平台提供者积极主动地保护消费者的合法权益。
4. 《修正案》增加了网络、电视和电话销售商及网络交易平台运营商的交易风险和交易成本，建议相关企业建立相应的风险及成本控制机制。

（里兆律师事务所 2014 年 01 月 03 日编写）

**【留意点の要約】**

1. 「修正案」は実務における「7日以内の無条件返品」のオンライン販売方式を参考に、法律の形で消費者に適当な期間内（7日）の一時的な解約権を与えた。
2. 新消費方式における情報の非対称性などの特徴に対し、消費者の誤った判断のリスクを低減させるため、「修正案」第28条は列挙する形で、事業者が消費者に対し開示しなければならない商品に関する必要情報を規定した。
3. 「修正案」第44条はオンライン取引プラットフォーム提供者の責任を明確にしたが、それには以下の内容が含まれる。①先行して賠償金を支払う責任。オンライン取引における取引対象には一定の隠匿性があり、消費者権益が侵害された際、賠償を求める対象を探す術がないことが常である。特定状況においてはオンライン取引プラットフォーム提供者が先行して賠償を行うことを規定し、実質的にオンライン取引プラットフォーム提供者に対し販売者およびサービス提供者に関する情報を審査確認する義務を追加した。②連帯責任。特定状況においてはオンライン取引プラットフォーム提供者が連帯責任を負うことを規定し、オンライン取引プラットフォーム提供者が積極的自発的に消費者の適法権益を保護するように促した。
4. 「修正案」はオンラインショッピング、テレビおよびテレフォンショッピングにおける販売者とオンライン取引プラットフォーム運営業者の取引リスクおよび取引コストを増加させており、関連企業は相応するリスクおよびコストのコントロール体制を構築することが望ましい。

（里兆法律事務所が 2014 年 1 月 3 日付で作成）